

名古屋市教育委員会定例会

平成25年4月18日
午後2時
教育委員会室

議 案

- 第38号議案 陳情審査について
- 第39号議案 名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について
- 第40号議案 名古屋市女性会館条例施行規則の一部を改正する規則案について
- 第41号議案 平成26年度使用教科用図書採択基本方針について
- 第42号議案 名古屋市社会教育委員の委嘱について
- 第43号議案 名古屋市女性会館運営審議会委員の委嘱について
- 第44号議案 名古屋市図書館協議会委員の委嘱について

出席者

古 川 隆 委員長
野 田 敦 敬 委員
服 部 はつ代 委員
福 谷 朋 子 委員
下 田 一 幸 教育長
教育次長始め、事務局職員24名

(古川委員長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。第42号から第44号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第38号議案「陳情審査」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(金田指導室長)

第38号議案「陳情審査」、標題は南京事件についてでございます。1枚目に議案書、以下2枚目に陳情書の本文といたしまして2ページ、その補足資料としまして3ページを陳情者からうけたまわっております。要旨は、南京事件の真偽が疑わしいため、名古屋市立中学校で使用されている歴史教科書における南京事件の記述に関し、教科書出版社にその記述の根拠を問い合わせるなど、教育委員会として調査をすること求めるものでございます。

事務局として発言を申し上げます。学習指導要領では、中学校社会科歴史的分野「近代の日本と世界」の内容の取扱いとして、「我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと、各地への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下など、我が国の国民が大きな戦禍を受けたことなどから、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させ、『国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であること』に気付かせる。」ことが大切と示しています。

本市では、こうした学習指導要領の趣旨をふまえて、国による検定に合格しました教科書を活用し、指導を進めているところでございます。

なお、参考といたしまして、本市採用の教科書を始め、7種の教科書の記述について、まとめたものをお配りしてあります。網かけをしています教育出版が本市が採用している教科書でございます。ご審議をお願いします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

では、質問いたします。参考資料のうち、7つの出版会社の記述の比較がありますが、簡単に説明をお願いします。

(金田指導室長)

お配りいたしました参考資料でございますが、左側に出版社名、その横の本文とは、教科書の本文中に南京事件に関わって記載されている内容でございます。例えば、本市が採用しております教育出版で申しますと、「12月に占領した首都の南京では、多数の捕虜や住民を殺害し、国際的な非難を受けました（南京事件）」にというように教科書に表記がございます。さらに、右側、注釈・コラムというところで、「この事件は、当時の国民には知らされず、戦後になって明らかにされました。」。注釈という形で本文の脇に書いてあるものをまとめました。いずれの教科書も南京事件については、触れられております。分量については、ご覧のとおりでございます。注釈・コラムの取扱いについても、それぞれの教科書ごとに特徴がございます。

(野田委員)

陳情の趣旨について、確認いたします。2ページ目の「教科書出版社にもその記述の根拠を問い合せ、教育委員会として是非一度調査して頂きたいと希望します」とありますが、この参考資料は、事務局で教科書を見て作成したもので、調査ということはしていますか。

(金田指導室長)

お示ししました参考資料は、教科書に記載されている内容をそのまま表記して、まとめたものでございます。

(野田委員)

数年前に中学校の教科書を採択したときに、そのときに、私は教育委員でしたが、会議からははずれていました。そのときの委員の皆さんが教育委員会の場だけではなく、何時間もかけて資料を読み込んで準備をされ、そして選定したものでありますので、もう一度調査をする必要はないと考えます。いずれも検定を通った教科書ですし、特に歴史的な部分については、文科省の教科書調査官という専門的な方がさまざまな角度から調査をされ、中身の検討をされたものですので、それ以上の調査は諸説が浮かび上がるだけで、一定の結論を導き出すのは難しいと考えますので、調査をする必要はないと考えます。

(下田教育長)

野田委員の考え方はわかりやすいと思います。

(服部委員)

学校では世界状況や現状を付け加えて説明あるのではと思うが、世界の動きも知りながら、子どもたちが知っていくことが必要だと思います。非常に難しいことですので、こうすべきということを申し上げるのは難しいです。

(福谷委員)

個人的には、次の教科書採択の前に、諸説を学び何を採択すべきかは検討する必要があると強く感じています。野田委員がおっしゃいましたとおり、前回採択されたときに、教育委員が勉強されて採択されており、また検定された教科書でありますので、現段階で改めて調査することは必要がないと思います。

(古川委員長)

私も野田委員と同じ考えです。教科書は検定を通ったもので、私たちが調査をすることは意味を成さないと感じています。

その他にいかがですか。

他にご意見もないようですので、第38号議案についてお諮りをいたします。

現在、各学校では、学習指導要領に基づき、国による検定に合格した教科書を活用して指導を進めております。本市採用の教科書を始め7種類の歴史教科書の記述を見比べてみましたが、これ以上南京事件について深く調査する必要は無いと考えます。したがって、本市中学校で使用している歴史教科書における南京事件の記述に関し、教育委員会として、あらためて調査することは考えておらず、「南京事件の記述に関し、教育委員会として調査することを求める陳情」については、「不採択」としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第39号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小山総務課長)

第39号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

改正内容は、おおきく2点であり、いずれも先の2月市会における条例改正に伴うものでございます。1点目は、中村生涯学習センターはじめ3館の管理について、平成26年4月1日から、指定管理者制度と利用料金制度を導入することとなったことに伴う規定の整備でございます。2点目は、生涯学習推進センターについて、生涯学習課に業務を統合し、平成25年度末で廃止されることとなったことに伴う規定の整理でございます。よろしくご審議をお願いします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第39号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第40号議案「名古屋市女性会館条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小山総務課長)

第40号議案「名古屋市女性会館条例施行規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。改正内容は、おおきく2点ございます。

1点目は、女性会館において、利用者サービスの向上を図るため、従前、休館日であった毎月第1日曜日と国民の祝日に関する法律に規定する休日にも、午前9時から午後5時まで開館することとし、ホールを女性教育等の目的以外で使用する場合の受理期間を、従前の「2月前」から「3月前」に前倒しするものです。

2点目は、先の2月市会の条例改正に伴い、女性会館の管理について、平成26年4月1日から、指定管理者制度と利用料金制度を導入し、男女平等参画推進センターと一体的な管理を行うこととされたことに伴い、規程の整備を行うものです。よろしくご審議をお願いします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

利用者サービスの向上ということで休日や開館時間を変更するものですが、他の施設も、利用者の方にご満足いただけることについては、ご要望があがる前でも、できる限り前倒しして進めてほしいです。要望させていただきます。

特にご意見もないようですので、第40号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第41号議案「平成26年度使用教科用図書採択基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(金田指導室長)

それでは、第41号議案、平成26年度使用教科用図書採択基本方針についてお願いいたします。

はじめに、平成26年度使用小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択方針についてでございます。

本市の義務教育諸学校で使用する教科用図書は、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』に基づきまして、毎年、8月31日までに「種目ごとに一種の教科用図書」を、教育委員会で採択することとなっております。

特別支援学級を含む、小学校・中学校、特別支援学校用教科用図書につきましては、小学校は平成22年度に採択替えを行い、平成23年度から実施しています。中学校は23年度に採択替えを行い、24年度より実施しています。

無償措置に関する施行令第14条におきまして、採択替えを行った教科用図書を採択する期間は4年間と定められております。従いまして、来年度につきましては、小学校及び中学校につきましては、「平成25年度使用教科用図書と同一のものを」、特別支援学校用教科用図書は「特別支援学校知的障害用教科用図書を」、さらに特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する、ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使

用する場合は採択したものの中から選ぶものとする。という方針を考えております。よろしくご審議ください。

続きまして、平成26年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針についてお願いいたします。

義務教育で使用する教科用図書の採択とは異なり、高等学校の教科用図書の採択方法につきましては、法令上で具体的な定めはございません。高等学校におきましては、学校によって課程及び学科の特性、さらには生徒の実態等が大きく異なっております。したがって、それらの特性や実態に応じた適切な教科書を採択するために、議案2(1)にお示しさせていただきました採択基本方針を考えております。

説明は以上でございます。よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(野田委員)

高校についてですが、魅力ある市立高校を目指し議論を重ねてきましたが、14校それぞれの特色が生きる教科書を選択していただきたい。2行目の「生徒の実態に即し」が大事だと思う。生徒の実態を一番わかっているのは学校の先生方ですので、先生方が十分検討できるように時間などの支援をしてほしいです。

(古川委員長)

他にご意見もないようですので、第41号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第42号議案及び第44号議案は非公開になります。

第42号議案及び第44号議案は非公開にて審議されたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後2時29分閉会